

三好市ふるさと納税中間支援等業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

三好市ふるさと納税中間支援等業務委託

2 業務目的

三好市ふるさと納税業務において、インターネットを利用した寄附受付ポータルサイト等（以下、「ポータルサイト」という。）の運用管理及び返礼品に関する業務等を委託することにより、業務効率化を図るとともに、更なる寄附金額増加による歳入確保と全国に向けた三好市（以下、「市」という。）の魅力発信、観光PR、それらに伴う地場産業の活性化を図ることを目的とする。

3 業務内容

別紙「三好市ふるさと納税中間支援等業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 提案上限額

業務委託料の提案上限額は寄附額の6.5%（税抜）とする。

（※1）委託内容の詳細は、別紙「三好市ふるさと納税中間支援等業務委託仕様書」の「4 業務内容」及び「5 業務の詳細」を参照すること。

（※2）寄附者への書類の送付に関しては、郵便料等の実費を含めること。

（※3）返礼品代、返礼品発送に係る配送料、ワンストップ受付手数料、ポータルサイト利用料、寄附金収納手数料及びワンストップ特例申請書返送に係る郵便料は、業務委託料には含まない。

6 業務委託契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

7 参加資条件および参加資格

本業務への参加条件は、次に掲げるものをすべて満たしているものとする。

- ① ポータルサイトを通じた寄附の受付、入金管理、返礼品提供事業者（以下、「協賛事業者」という。）との連携、返礼品の集荷配送、寄附者からの問い合わせ等のふるさと納税に係る業務を履行できる事業者であること。なお、現在のポータルサイト（ふるさとチョイス（パートナーサイト含む）、楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税、さとふる）は継続して業務を履行できること。
- ② 公募開始日時点において、ふるさと納税業務を受託している地方公共団体が10以上あること。
- ③ 令和6年度以降において、寄附額が一年度5億円以上の実績を有する地方公共団体の業務を受託し

ていること。

- ④ ワンストップ特例申請書受付業務を委託できる体制があること。

(2) 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 法人格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び三好市暴力団排除条例に定められている暴力団または暴力団関係者ではないこと。
- ⑦ 情報セキュリティ関連認証の取得事業者（プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等の認証取得事業者）、又は1年以内に取得見込みがあること。
- ⑧ 受託時、または受託後1年以内に三好市内に本社・支社・事業所等を構えること。

8 選定スケジュール

日程	実施項目	手段・場所
令和7年1月23日(木)	実施要領等の公表	ホームページ
1月24日(金) ～1月31日(金)	実施要領に関する質問の受付	電子メール (随時回答)
1月24日(金) ～2月7日(金)	参加表明書（様式2）の提出期間	持参、郵送、電子メール のいずれか
2月18日(火)	プレゼンテーション審査時間の通知	電子メール
2月14日(金)	企画提案書の提出期限	電子メール
2月21日(金)	プレゼンテーション審査	三好市役所本庁舎大会議室
3月6日(木)	プレゼンテーション審査結果通知	電子メール及び郵送
4月上旬	委託契約締結	

9 質問の受付・回答について

本実施要領にかかる質問については、令和7年1月24日（金）から1月31日（金）に、質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出すること。なお、回答については随時電子メールにて送付する。

【送付先】 電子メールアドレス : chihouseuseisuisin@city.tokushima-miyoshi.lg.jp